

<p>請願番号</p>	<p>請願第54号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成26年9月11日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化に関する意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>1. 件名 燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める請願</p> <p>2. 請願の趣旨・理由 トラック運送事業者は、我が国の国民生活、産業活動を支えるライフラインとして、その重要な使命を果たすべく懸命に努力している。</p> <p>しかしながら、原油価格の高騰や円安の影響等により、軽油価格が高騰し、平成21年3月1Lあたり78円から、平成26年7月には120円まで上昇し、1Lあたり48円の価格上昇となった。これを営業用トラックの年間燃料消費量165億Lに換算すると、約7,915億円のコスト増になり、宮崎県のトラック運送業界全体で約62億円の負担増加を強いられている。</p> <p>特に、長距離輸送を行っているトラック運送事業者は、燃料コストは運送経費の実に4割を占めており、影響はより甚大である。軽油価格の異常な高騰は、経常収支や労働条件の一層の悪化を招き、コスト上昇を価格に転嫁することのできない多くの事業者がまさに、企業存廃の危機に直面し、悲痛な声を上げている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、国におかれましては、燃料高騰により深刻な影響を受けているトラック運送業界の現状に配慮し、実現可能なあらゆる総合的対策を早急に講じられるよう下記事項について、政府に対し、強く要望されるよう請願いたします。</p> <p>つきましては、別紙の意見書（案）についてご理解いただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) トラック運送事業者が利用しやすい燃料価格高騰に対する補助制度の創設。</p> <p>(2) 一般財源化され、根拠の無くなった軽油引取税の旧暫定税率の廃止、少なくとも、燃料価格急騰時には課税停止措置の発動。</p> <p>(3) 経費に占める燃料費の割合が高いトラック運送事業に対して、軽油価格低減化を図るとともに、経営を安定させる</p>		

	<p>措置（漁業同様経営セーフティ構築事業）を広く運送事業に対し講じること。</p> <p>(4) 燃料サーチャージ制度の法制化（届け出の義務化）を行うこと。</p>
紹介議員	<p>十屋 幸平 宮原 義久 重松幸次郎 西村 賢</p> <p>鳥飼 謙二</p>
摘要	